掛川市条例第１号

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年２月２４日

掛川市長

（別紙）

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和２年掛川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）第６条の改正中「第６条」を「第５条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。